

課外活動における重大事故防止のためのガイドライン

中央大学高等学校

1. ガイドライン策定の趣旨

課外活動は、生徒の心身の健全な育成や社会性の涵養に大きく寄与する重要な教育活動である。しかしながら、活動中には熱中症、心疾患、運動中の衝突、施設・用具の不備などによる重大な事故や健康被害が発生するリスクも伴う。近年、これらの事故に関する報告が増加しており、学校現場にはより一層の安全管理の徹底が求められている。

本ガイドラインは、文部科学省や各自治体、各競技団体が発行する最新の安全指導資料に基づき、課外活動における事故の未然防止と安全確保を目的として策定した。教師・指導員、生徒、保護者がそれぞれの立場で安全意識を高め、連携を深めることで、生徒が安心して課外活動に打ち込める環境を構築し、重大事故を引き起こさない活動を目指す。これにより、生徒が課外活動を通じて得られる教育的価値を最大限に引き出すことを目指す。

2. 課外活動における安全指導の考え方

- ・安全は指導者を中心に参加者全員の責任であることを理解し、活動におけるリスクを認識する。
- ・安全教育を定期的に実施し、生徒自身でも危険を予測・回避できる能力を育成する。
- ・活動計画・指導方針・開催予定・注意事項の確認を通して、安全への意識・関心を促す。
- ・生徒の活動状況や健康状態について、学校・保護者が必要に応じて連携、確認を行う。
- ・指導者による体罰やハラスメントを厳しく禁じるとともに、指導者は生徒の心身の安全を最優先に考え、安全配慮義務を意識し、実践する。

3. 事故防止・安全確保に配慮した指導

- ・指導者は、生徒に対して活動のルールやマナーを共有し、安全な活動を心がける。
- ・危険な行為をしないだけでなく、周囲の危険行為を見過ごさず共有、改善する。
- ・軽微と思われる事故（特に頭部付近への打撲など）でも、生徒自分で判断はせず、指導者への報告を徹底する。
- ・用具や施設の点検を定期的に行い、破損の把握・修理・廃棄を行うなど、安全管理を徹底する。
- ・熱中症対策の他、天候（雷・強風・気温など）の影響を常に考慮する。

4. 事故発生の未然防止

① 施設・用具の管理

- ・体育館やグラウンド、教室などの施設を利用する際は、危険箇所を理解、配慮して利用する。
- ・使用中の用具や施設に異常を感じた場合は、速やかに指導者・生徒で共有し、安全が確保されるまで利用を停止する。
- ・活動で使用する用具の正しい使い方を習得し、安全に使用する。

② 健康管理

- ・参加者は、活動時における自身の体調を理解し、状態に応じた判断能力を養う。
- ・指導者、保護者、生徒が情報共有の上、連携して健康状態に配慮した対応を行う。
- ・指導者は、体調不良の生徒に対して、迅速かつ適切な処置を行い、保護者や関係機関と連携して対応する。

③ 自然的条件への配慮

- ・気温の急激な上昇や悪天候に即応した活動の変更を行うとともに、安全な避難場所について周知する。